

令和5年度 第2回習志野市いじめ問題対策委員会の会議録

1 開催日時 令和6年3月15日（金）

2 開催場所 市庁舎3階会議室

3 出席者 (1) いじめ問題対策委員

| | |
|-----|------|
| 委 員 | 麻生博子 |
| 委 員 | 阿部学 |
| 委 員 | 高橋馨 |
| 委 員 | 堺淑子 |
| 委 員 | 前田泰宏 |

(2) 教育委員会

| | |
|---------|------|
| 学校教育部長 | 島本博之 |
| 学校教育部次長 | 杉山健一 |

(3) 事務局

近藤指導課長 伊坂係長 藤井指導主事 河村指導主事

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 本市いじめアンケートの考察と対策について【公開】

議題2 重大事態の報告について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を
扱うことから非公開とする。

5 傍聴者数

0名

6 議事

開会

(事務局：河村) この委員会はいじめ防止対策推進法に基づくもので、習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例第8条において、教育委員会の附属機関として設置している。ここからの議事については、当委員会設置条例第12条第3項の規定により、高橋委員長に進行をお願いする。

(高橋委員長) これより「令和5年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会」の会議を開会する。本会議は規定によって、委員過半数以上の出席が成立要件となっており、ただいまの出席委員は5名である。よって、本会議は成立する。

次第 1

(高橋委員長) 次に、日程第 1、会議の公開についてです。本日の会議は習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針により、原則公開となる。しかしながら本日の議題において、日程第 4、議題 2、重大事態の報告については、習志野市情報公開条例第 8 条第 1 号、同条第 4 号の規定に該当する個人に関する情報を含み会議を公開することにより、個人の権利、利益を害する事項であることから非公開とすべき事項と思われる所以、ただいまから協議する。お諮りする。議題の 1 については公開すべきだが、2 については今申し上げた理由で公開すべきではないと考える。それでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議なしと認めます。日程第 4、議題 2、重大事項の報告については非公開とすることに決定する。なお、傍聴者につきましては、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようにお願いした上で、随時傍聴希望者の入室がある。なお、非公開事案があるので、私の指示に従い、その際は退出していただく。入室につきましては非公開である議題が終わり次第、再度私より案内させていただく。

次第 2

(高橋委員長) 次に第 2、会議録の作成等についてお諮りする。会議録につきましては要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、非公開の審議事項を除く記録や資料について、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考える。これにご異議ないか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。

次第 3

(高橋委員長) 会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成にあたりまして、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を私から指名させていただく。ご異議ないか。

(委員) 異議なし。

(高橋委員長) 異議なしと認める。それでは堺委員を指名させていただく。

次第 4

(高橋委員長) 日程第 4 の議題として議題 1 「いじめアンケートの考察と対策」について説明を求める。

(事務局：近藤指導課長) いじめアンケートの考察と習志野市のいじめ対策について、説明する。今年度の習志野市の小中学校におけるいじめアンケートの集計結果を示す。

スライド 2 は本年度のいじめの認知件数について、コロナ禍が終わり増加傾向にあつたいじめ認知件数は、今年度は減少傾向になっている。その半数が小学校 1、2 年生の低学年

である。令和5年は、児童生徒の活動がコロナ禍の前に戻っているが、「いじめは絶対にしてはならない」、「どんないじめも見逃さない」という考え方が児童生徒や学校教職員にも伝わり、いじめ防止や人間関係のトラブルの早期発見につながっていると考えている。いじめの態様としては、小中学校ともに、「からかい等」が1番多い結果となっている。その次に、暴力が上がっている。特に、低学年の暴力行為の件数が多い。「つねられた」、「ちょっとかいをかけられた」、「押された」「髪をひっぱられた」、「叩かれる」などの行為があがっている。加害側がいじめと認識していない何気ない行為でも、被害側にとっては心に傷を負うものである。

本市の令和5年度のいじめの解消状況を示す。令和4度3学期に認知したいじめの解消状況としては、小学校で512件認知したものに対して、508件が令和5年度2学期末には解消されており、99%の解消率となっている。中学校では24件中、100%の解消となっている。小学生の未解消4件に関しては、認知した時点で即時に事実確認と指導を行い、継続して見守りを行っている。

令和5年度1学期に認知したいじめの解消状況としては、小学校で1009件認知したものに対して、968件が2学期末には解消されている。96%の解消率となっている。中学校では47件中98%の解消となっている。

本市のいじめについての傾向をまとめると、認知件数については、コロナ禍が明け、増加傾向にあった認知件数は減少している。学年の始まりの当初は、トラブル等が起きやすい状況はあったが継続的な指導により2学期になると認知件数は減少している。学校教育活動全体を通してより良い人間関係の作り方や自分の気持ちを相手に伝える方法などを学び、適切な人間関係を構築していっていると考えられる。いじめの態様で「ひやかしやからかい」が最も多く、「何がいじめにあたるのか」、「どうなったらいじめなのか」、いじめ防止授業等の啓発活動を今後も継続していく。いじめの解消に関しては学校におけるいじめの未然防止教育、教育相談を中心にいじめの早期発見、いじめ認知後の迅速な対応と見守りの継続により、いじめの長期化や重大化を防いでいる。

次に相談の状況について示す。小学生は全体の69%が相談できており、3%増加となっており、中学生ではいじめが認知された生徒の88%が相談をしている。昨年度の同時期の78%と比較すると、相談した生徒の割合は大きく増えている。スクールカウンセラー、教育相談員等、校内の教育相談体制の周知等の成果が出ていると考えている。アンケート実施後は、個別の教育相談期間を設定し、全児童生徒との教育相談を実施している。いじめが認知された児童生徒が、相談していない理由としては、小学生の低学年で、1学期に「誰に相談するかわからなかった」という理由が多く挙がっているが、2学期になると1学期の65人から29人へと減少している。先程の相談率の向上と同様に教育相談期間をとり、スクールカウンセラー、教育相談員等、校内の教育相談体制の周知等の成果が出ていると考えている。本市ではタブレット等から匿名相談アプリで相談できるようにしている。今年度のアプリの相談件数は11月末日まで合計で小学生244件、中学生74

件である。その他が多い状況であるが、友人関係、学校や教職員との関係、恋愛関係等、人間関係のものが約6割を含んでいる。児童生徒の心に寄り添い声を聞くことで相談窓口を広げていると考えている。

教育相談についてまとめると、本年度から全小中学校において教育相談期間を年間計画に位置付けており、相談をしている児童生徒の割合が高まっている。匿名相談 WEB アプリに関しては、人間関係のトラブルにつながる相談が多くあった。相談をした結果、本人の気持ちが良い方向に向いた事例もあった。

今年度の習志野市のいじめ対策はスライドに示す2点いじめ防止、早期発見への啓発、研修、教育相談の充実を中心に実施した。

一つ目の柱が、いじめの防止、早期発見に向けた研修、啓発活動の実施である。弁護士や有識者による研修を実施した。

さらに、児童生徒向けの啓発活動も行っている。いじめ防止、早期発見に向けた、弁護士による児童生徒向けのいじめ防止授業も3つの小中学校で実施した。「いじめとは何か」、「どうなったらいじめになるのか」、「いじめを見たらどうするのか」など、法の視点に立って弁護士の先生が具体例を示し、授業を実施した。

二つ目のいじめ対策の柱が、教育相談の充実である。市内全小中学校で個別の教育相談期間を学期に1回設定し、担任が一人一人と教育相談を実施している。いじめアンケート、教育相談アンケート、教育相談期間を一体ととらえ、無記名式アンケートを学校の実態に合わせ実施できるよう設定している。アンケートと教育相談期間を年間通して位置づけ、児童生徒の声を聞きとり、未然防止、早期発見へつなげている。また、脱いじめ傍観者教育にも取り組んでいる。

いじめ対策のさらなる改善を目指し、本市では以下の取組も実施している。1点目として、今年度は本市いじめ防止基本方針を改定した。1月より本市 HP で公表している。2点目として SNS ブラブル、いじめの防止を啓発する学習会を実施している。本年度は8校の要請があった。3点目は、文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」に習志野市の中学生1名が参加した。全国各地の中学生と交流しながらグループ討議を行った。4点目として、いじめ調査結果の公表と再発防止に向けた取り組みを行っている。

さまざまな対策を行い、いじめに対する取組を進めているが、今後への課題もある。

1点目は、児童生徒の声を聞き取るために、教育相談のさらなる充実を図ることである。今後も WEB アプリ等の相談窓口の幅広い活用や、脱いじめ傍観者教育の継続や SC 教育相談員の活用を進めていくことが必要だと考えている。

また来年度に向けて、多くの児童生徒の声を聞き逃さない、実行性があるいじめアンケートへと改善していくことを進めていく。

2点目は、児童生徒に「いじめとは何なのか」、「いじめをしない」、「傍観者にならない」態度や力を育成していくことである。弁護士によりいじめ防止授業を3校で実施したが、残りの20校は6・7年度に10校ずつ実施する予定である。

3点目は、いじめの重篤化を防ぐ早期発見、早期対応の強化を進めていくことである。本市いじめ防止基本方針の改定を受け、各学校にいじめ防止基本方針の見直しを要請していく。いじめを見逃さない初期対応ができるよう、集約担当や組織として対応することを学校側が共通理解し、再発防止を図ってくことが必要である。

(阿部委員) 小学生低学年の暴力が結構多いという話があった。例えば、命の安全教育といって、体のことや、人の体のことをちゃんとリスペクトしようとか、性的なところに触れないとかそういう身体に関する教育がある。低学年から人の体のことを尊重する、リスペクトすることをやつたら良いのではないか。もう一点、SOSを出す教育は非常に重要なことでどんどん推進していただきたいと思う。相談に応じられる先生方のゆとりをうまくつくることも大切だと思う。そういう取組もあれば、次回以降何かご紹介いただきたい。

(事務局：近藤指導課長) 性への暴力に関しては、大人と子供の問題、子供同士の問題もあるかと思う。力を入れていかなければいけないということは、市としても重々感じている。いじめと関連もさせながら、しっかり指導していきたい。働き方改革に関しては、教員の働き方改革の一番の目的は、教職員がゆとりを持って、放課後等に児童生徒と向き合えることが一番である。教育課程の工夫や会議の精選等行って、児童と先生が向き合う時間を作っている例もある。あわせて、スクールカウンセラー、教育相談員等の相談窓口も広げていくというようなことを、しっかり進めていきたい。また、次年度もまたこのような取り組みをお知らせできればと思っている。

(高橋委員長) 他に質疑はないか。無ければ続いて議題2に入る。いじめ重大事態について、報告を事務局に求める。議題2は非公開となるため、会議録の公開はしない。

次第5

(高橋委員長) それでは最後に、日程第5、その他として事務局から連絡事項等があればお願いをする。

(事務局：近藤指導課長) 本日も様々な御指導をいただきまして、これから本市の施策に活かしていきたい。感謝申し上げる。

閉会

(高橋委員長) 本日の日程は以上である。これをもって、令和5年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会会議を閉会する。

議事錄署名人

堺 淳子